

会 議 錄

会議名 (付属機関等名)		川西市廃棄物減量等推進審議会		
事務局(担当課)		美化衛生部 美化推進課		
開催日時		令和7年10月16日(木) 午後2時~3時40分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	花田 真理子(会長)、千葉 知世(副会長)、植木 信嘉、 大田 正、岡田 須美子、山脇 健司、佐藤 恵美、西田 美恵子		
	その他	猪名川上流広域ごみ処理施設組合 事務局次長 堀 伸介(オブザーバー)		
	事務局	美化衛生部 部長 飯田 勘、副部長 宇野 功哉、美化推進課 課長 大島 弘章、主査 中田 ちさと、主査 多田 博幸、主事 三嶋 裕也		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1) 基本計画の目標値と具体的施策の令和6年度実績と方向性(資料1) (2) 令和7年度の主な取り組みとその進捗について ①指定ごみ袋有料化の実施方針に基づく判断について(資料2-1) ②資源物の持ち去り対策(資料2-2) ③リチウム蓄電池等の収集と適正処理(資料2-3) ④廃食用油のリサイクル(〃) ⑤ごみ減量チャレンジ・モニター(〃) ⑥ジモティーを活用した「ふクレル(子ども服のリユース事業)」(資料なし) ⑦ごみを"めぐる"意見交流会(案)(資料なし) 5. 報告 (1)国崎クリーンセンター基幹的設備改良工事について(資料なし) (2)最終処分場(大阪湾フェニックス)の見通しについて(資料なし)		
会議結果		別紙 審議経過のとおり		

審議経過

【開会】 事務局	【開会挨拶】 令和7年度第2回川西市廃棄物減量等推進審議会を開催 司会：美化推進課 課長 大島 出席状況の報告 出席委員8名 (Web出席 千葉副会長) 欠席委員2名 小寺委員・柳委員 映像と音声が届いているか確認。 本日の会議について、出席者8名のため条例に基づき本日の審議が成立していることを報告。 当審議会は、参画と協働のまちづくり推進条例第十条第3項の規定に基づき公開。 傍聴者1名 また会議録作成のため当審議会の審議は録音。 配布資料の確認。
会長	【会長挨拶】
事務局	【資料1 説明】
会長	ご説明のあったことについて、補足事項はございますでしょうか。
オブザーバー	今、国崎クリーンセンターの基幹改良工事を進めており、その中で製品プラを分別回収して国崎クリーンセンターで処理をしていく方向性はもう決まっています。それに向けてテスト運転とか、改良工事の中でそれに対応できる機器の入れ替えとかをしていく予定です。 災害廃棄物基本計画を国崎クリーンセンターでは今年度つくろうとしていて、市町は起きた場合の災害廃棄物計画を、国崎は処理していくこととなるので、そこをどうしていくかを1市3町と協力して今進めています。 リチウム蓄電池等については、リチウム蓄電池、モバイルバッテリーや充電できる家電製品も処理していく方向性で進んでいます。
会長	この後また説明があると思いますが、新たな回収でリチウム蓄電池と製品プラスチック、家庭の廃食用油の分別収集ということを目指しているので、そのあたりもぜひ皆さんにご意見をいただければと思います。

	災害廃棄物は、起きたときに一時的に出す場所を計画の中に入れておかないと、すごく大変だったというのが阪神のときか何かの教訓だそうです。災害廃棄物は大まかな分類をしておくと、災害時にいろいろな自治体から応援が来ると思うので持って行きやすいし、災害はいつ起こるかわからないので、なるべく早く作成したほうがいいと思います。
事務局	災害が起きると、ごみを溜めておく仮置き場と、仮設住宅を建てるための広い場所の確保が必要になりますが、地域防災計画の中で10ヶ所ぐらい、グラウンドや多目的広場などを指定しています。
会長	今の説明について何かご質問ご意見はありませんか。 【質疑なし】
事務局	【資料2-1～2-3 説明】 【議事（2）⑥～⑦ 説明】
会長	①（資料2-1）について、指定ごみ袋の有料化は、順調にごみの減量が進んでいるので、減っている現状を確認しながらそのタイミングをはかることになったと思います。それで、今回の判断も減量が進んでいるので、ここで有料化はせずに、また見守りましょうという判断になったということです。 ②（資料2-2）の資源物持ち去り問題は、すごく市民の方の関心が高い。それにこたえる形で市の対策として公表するとか、少し踏み込んだ積極的な対策にしたいという話でした。パブリックコメントの結果は、公表でされますか。
事務局	結果はすでに公共施設に設置し、ホームページでも公表しています。
会長	資料2のところで、北部住宅団地の現地調査で現認しているとありますが、調査しているときに、持ち去られたのですか。
事務局	以前に通報があった場所に朝に赴いて、カンを持っていく様子を現認しました。
事務局	補足ですが、当時は持ち去りについて条例を改正する過程で現場確認をしに行ったのではなく、一般廃棄物処理基本計画の策定の過程で現場確認をしに行きました。現在は持ち去りについての情報を整理している状況であり、条例制定後に現地に赴き指導も含めて実施予定です。

会長	ごみ減量チャレンジモニターは、お聞きしてすごいなと思っています。自身でいろんなものを工夫してパネル作成をしたり、すごく貴重な人材だと思います。チャレンジモニターは何人ぐらいですか。
事務局	昨年度も今年度も10名ほどです。
会長	<p>チャレンジモニターは貴重な人材なので、決して手放すことなく何か続けて活動していただけるような、受皿のようなものを作っていました。</p> <p>意見交流会に来てくださる方も意欲がある方で、こちらもすごく貴重な人材だと思うので、これも交流会だけで終わるのではなく、今度何かやっていただく機会をぜひつくって、貴重な人材をもったいないことにならないようにしたらいいなと思いました。ごみ減量推進員の制度は川西市にありましたか。</p>
事務局	<p>一応制度としては持っていますが、今動かせていないのが実情です。</p> <p>ですので今回の交流会は、その地域の自治会やコミュニティなどの環境部会の方に積極的にお声掛けして、その方たちに参加してもらうことによって、徐々に市と自治会の環境部会の方とかの連携を取って広げていきたいと考えています。</p> <p>それとチャレンジモニターにも、無理のない範囲でこの交流会にも参加していただき、チャレンジモニターがチャレンジしているごみの減量とか分別のことについて、少し話してもらう機会を設けようと考えています。</p>
会長	今の話を伺ってると熱心な方に来ていただけそうなので、ぜひ、いい感じで動いていただけるといいなと思いました。
委員	チャレンジモニターがちょっとよくわからないのですが、何を基準に活動を。減量するといったら、無駄なものを買わないとか買ってきたものもできるだけ食べてもらうとか、残飯を出さないとか何か1つ基準があるのですか。
事務局	<p>まず、チャレンジモニターという制度は、市民の方どなたでもなることが出来て、毎年度春に募集しています。1年間を活動期間としてそれの方が、ごみのことについて学んだり自分で実践したりをする事業のことをチャレンジモニターと言っています。この方たちは、それぞれものすごい分別意識があって実際にやられてる方も多いれば、まだこれから始めるところとかいろんな状況の方がいます。</p> <p>それは、市民みんなの縮図みたいなものだと思っていて、その方たちが1歩1歩ごみの減量・分別に取り組んでいくことによって、どんどん気運が高まっていくような</p>

	活動にしたいと考えています。
委員	この活動をどれだけ利用できるか、減量に対するチャレンジということで、どれだけごみ減量ができたと見るのかが難しいかと。
事務局	おっしゃる通りで、買わない、買ったものはちゃんと食べる、使う、それら全部を含めてごみ減量に繋がる行動なので、これをそれぞれ、モニターがチャレンジをしてみて、結果どうだったかというようなことがわかったり、やってみて意外と簡単に出来たとか、それを市民の皆さんにも意外とこんなことやつたらごみが減る、すっきりした生活が出来て気持ち良いみたいなことを発信していきたいと考えています。
副会長	<p>今回、指定ごみ袋有料化の見送りを1つのきっかけとして、ごみをめぐる意見交流会が今後開催されることはすごくいいなと思いました。</p> <p>大事な場になっていくんだろうと思うので、できるだけ多様な参加者、いろんな立場の人がバランスよく参加してもらえるような、募集の工夫をしていただければと思いました。</p> <p>あと2つ目のコメントになりますが、チャレンジモニターとかふクレルとか、ほかにH2Oさんとの連携で取組みをされたことの報告もあり、私もH2Oさんに関わらせていただいていること也有って、やっぱり企業の力は非常に大きいなと思います。</p> <p>特に市民の方々は、日頃の消費生活とかごみを出すなどの活動の多くを企業活動を介して行っていると思うので、例えば買物や食事をするなど何でも、市民の方々の行動を変えていく接点がまさに企業さんが立てる部分にあると思うので、ぜひこういった連携を積極的に進めることができ、市民の行動変容にも繋がっていくのではとお聞きしていました。</p> <p>3つ目は質問になりますが、資源の持ち去りに関してどの程度まで実態がわかっているのか、例えばその持ち去りが組織的なものなのか。或いは同一主体の個人が、繰り返し行っていることなのかなど、実態把握が今どれくらいにあるのかですね。実際に持ち去りを禁止している条例は、国内にもすでにあると思うので、おそらく法的には可能だろうとは思うが、民法上の無主物であるという説明について条例で持ち去りを禁止する、持ち去ることをいわゆる犯罪扱いにするために無主物という理解を取ることになると、無主物の持ち去りを禁止することが果たしてできるのかということに違和感があります。</p> <p>無主物であれば、所有権が放棄された状態と思うので、所有権が放棄されていて誰のものでもないのであれば、それは持ち去ることができるという解釈も成立してしまうのではないかと思いました。この条例の規定をどう解釈できるのか、その辺の実態</p>

の解像度と法的な解釈に関する議論みたいなところを、すでに議論されているところがあれば教えていただきたいと思います。

事務局

1点目の持ち去りの実情については、どこの誰が持って行っているかや組織的かというところは明確な情報を得るまでに至っていませんが、自治会やコミュニティなどいろんな方たちとお話する中で、自分の地域でも毎朝来る人がいるという話は、市全域のところからお聞きしています。市の職員も全域に住んでますので、どこに聞いてもいると。このことから全域で行われている、頻繁にあるということはもう明白な形だと理解しています。

その上でどれぐらいのものが持っていかれているのかについては、これはこっそり持って行っているものになるので、重さを量るというのは難しいが、目撃情報によると、かなり組織的に行われているようなものから、個人が自転車でも運んで持って行っている話など、まちまちな状況です。

2つ目の無主物ごみは、過去の判例などを参考に法制担当とも相談しながら今回の条例を作ってきたところです。

裁判の実例として、ごみを出した人が明確にこれは誰に渡したものだと書いてあると所有権は移されるのは明らかですが、ごみステーションに出されたもの1つ1つについてその意思が分かるようなものではないため、大きく無主物になりますと解釈されるものになります。

そういう前提の上で今回の条例については、資源物を持って行つていいのは市か市から委託された業者か集団回収によって委託された収集業者だけにし、持ち去り行為者については市が特定して、企業なり個人なりを公表するという整理をしています。

副会長

前者について、誰がどれぐらい持ち帰っているのかは結構大事で、罰則の対象をどうするのか、例えば個人が持つていてるみたいな話でも、これは罰の対象になるのか、条例をそのまま読むとそうなると思うのですが。

その辺のこの運用の柔軟性をどう考えるのか引き続き検討していくと思いますが、もう少し実態がわかっていてればそれを公表していく必要があるのかなと思います。

事務局

その持ち去りの実態については、通報システムを設けて持ち去りの情報を集めたり、時々電話での問合せがあったりで情報を収集しているところです。具体的にその人の氏名を確認しそれを公にするという手続きについては、今、条例がまだ成立しない段階のため、具体的な行動というのは条例が施行がされた後になります。

事務局

補足しますと、行政罰とか刑事罰を設けるものではなく、無主物というのは所有者

が不明なもの、すなわちごみを出した人の手を離れたもので、その先に持つていっていい人を条例の中で決めて、それ以外の人は持つて行ってはいけないというルールで整理をしようとしています。

このため、市が指定する人以外の人が持つて行くことに対して指導を行うという方向で取り組もうとしています。

副会長

条例のたてつけは罰則ではなく公表・指導という措置で、内容はおおよそ理解出来たと思います。確か別の市で判例があったと思いますが、その市では無主物と理解せず、捨てた方からしたら市に回収を委託した、市に渡す意図でそこに置いたとみなすことで、市の回収以外を認めないという解釈の仕方があったと思います。

もしそういう解釈も一方であった場合は、川西市の無主物としてみなすという解釈とは違ってくるので、その辺が少し気になりました。

委員

資源物とは、具体的に何を指しますか。

事務局

資源物として想定しているのは、カンや不燃ごみに出てくるステンレスの鍋などで、有価物として買取り価格が高かったりするのでよく持ち去られるものとして聞きます。ほかにも、紙やペットボトルもひょっとしたらその資源物として持つていく人もいるかもしれないで幅広く資源物としてとらえて、それを規則に定めていこうと考えています。

委員

法律でどうのというよりも、廃棄したものは住民が所有権を市に渡すという意味合いのことを、全部出せばいいのではないですか。

事務局

そのような考え方もありますが、ごみステーションに捨てられるものがみんな綺麗に分別されて国崎クリーンセンターにしっかり搬入できるものだけではなく、不法投棄されるようなものや分別が全然されていないものがステーションに置かれると、それらまで所有権を持つことになり、処分に困る状況になってしまいます。

そういう物については、持つていけませんと張り紙をしています。ただそれが所有権を持つてしまうと、それも市のものになってしまい、それを置いていくとまたそこに議論が出る可能性があり、今回のようなスタンスを取っています。

委員

実際は、規格外のものまで持つていってくれるから、市も助かってるものもあるのでは。金目のものなら長かろうが業者が皆持つて行ってくれますが、それとは別にごみステーション以外で集団回収で自宅の前に置くと、不法な業者が取っていくんです。で、今回はごみステーションを対象にしているから、それを家の前に置いたものは

	取られても罰則の対象外になると思うのですが。
事務局	資料で全部書ききれてなくて申し訳ありません。今回規定しようとしているのはごみステーションに出したものと、その地域の集団回収に出したものについては持つて行つてはいけないとする形になっています。ですので、地域によってごみステーションに集めたり家の前に出すところもあり、その両方がカバーがされます。
事務局	委員からは前回も実際に持つて行く業者があり、そのありがたさのご紹介いただいた記憶を持っており、それは住民感覚の中では一定数いるだろうと我々も思っています。ただ、なぜそれが行政としてよろしくないかというと、ちゃんとした事業者が回収しないと、最終的な処分がどのようにされているかが非常に不明瞭であり、不法投棄されてしまうことも想定されます。資源循環も含めてきっちりとする必要があるので、そこについてはご理解をお願いしたいと考えています。
委員	実は先日アルミ缶を袋に入れて自転車の前と後に積んで持つて行く姿を見たが、交通安全上非常に良くない。事故に繋がらないかと心配しています。
事務局	お話の通りで、市内でも車で回つてゐる人もいて、それをもとにパブリックコメントでも意見がありました。今後、持ち去り行為は今回の条例が出来た後は禁止され、資源物は責任を持って行政が処理するという内容のものになります。 また何か持ち去りを発見した場合は市のほうにご連絡いただいたら、その場所なりを把握して具体的な行動に移るという流れになります。
委員	実施予定になっているリチウムイオン電池のことについてお伺いします。この資料2-3の排出イメージを見ると、乾電池とかボタン電池と別に、もう1つ袋を作つてリチウムイオン電池とそれを内蔵した小型家電の袋をつくらないかと思うが、その小型家電は何がありますか。 今、知つてゐるのはモバイルバッテリーとハンディーファンだが、1市民としては全然わからぬので、例をいろいろ挙げて欲しいなと思います。
事務局	ご指摘のとおりで、たとえば髭そりや充電式の懐中電灯みたいなものにも入つてたりします。なので、普通の筒型電池とかのように電池交換しないもので、充電できるものについてはリチウムイオン電池なのか、ニカド電池なのか、そういう電池が入つてゐると理解していただきたいと思います。その上で、例示もした上で有害ごみの日に1つの袋に出してください、とアナウンスしたいと思っています。ただ、電池パックが取れるようなものはその電池パックを抜いて分別する、ネジをあけて分解しない

と取れないものは内蔵品としてそのまま出す、というイメージで準備しているところです。4月から始める上で、それより前にチラシを全戸配布する方向です。

事務局

【報告（1）（2）説明】

会長

神戸沖の埋立ての場所は、最初予定していた海面の半分を廃棄物の埋立てに使い、残りの半分は別の目的で使用する予定でしたが必要ではなくなったので、その目的を変えて埋立てに利用するという審査をやった記憶があります。そのため、今後かなりの期間埋立てられる予定ですが、結局最終的にはどこかで限界が来るので、できるだけごみは出さないようにということと、それから出たごみはなるべくリサイクルに回すということが世界的にも言われています。多分そういうことで、12年度まで延伸したのは皆さんごみを減らしたからで、第3期はそのところを当てにしていると思います。

委員

教えていただきたいのですが、施設改良工事及び灰溶融炉の廃止について、どういう内容のものなのですか。

オブザーバー

現在の国崎クリーンセンターは、焼却炉があって、焼却すると灰ができる、その灰を灰溶融炉で溶かします。灰を溶かすと溶融スラグというのが最終的にでき上がるのですが、この方式を基幹改良工事に合わせて灰溶融炉を停止することとしており、今後は焼却炉だけになるというものです。その焼却炉でできた灰は、今言っていたフェニックスに運び出すこととなり、処理の方法を大きく変える工事となっています。

会長

灰溶融炉は最終的にスラグになるので、リサイクル率が灰溶融炉があるほうが高いが、コストがすごくかかるとお聞きしたことがあります。

オブザーバー

国崎の場合は、灰溶融炉では24時間ずっと1,300度を維持するために燃料ガスを使用しており、それが非常に大きなCO₂を発生してしまいますし、温暖化にも影響しています。その関係で検討した結果、総合的に考えて灰溶融炉を停止したほうが、CO₂の削減、温暖化防止とカーボンニュートラルの宣言に沿っているため、その方向に向かって大きな決断をして、灰溶融炉を廃止する運びになりました。

灰溶融炉がなくなりますので、今までガスを24時間使用していたのが、ガス代はほぼ9割以上必要なくなります。それと灰溶融炉の点検維持費もなくなるというメリットがあります。ただ、資源化率は数字にあらわすと下がってしまいます。

委員 国崎クリーンセンターがこのような改修工事を実施するときは、処理能力が落ちる
ように思うのですがどのようになりますか。

オブザーバー 現在焼却炉は117.5トンが2基ありますが、実際117.5トンは回しておりません。
例えば、もし1炉運転にした場合はごみがどんどん溜まるが、2炉運転をするとごみ
がだんだん減ってどこかで1炉運転にできる、という状況です。このため、工事中は
焼却を止めてよそに出すこともなく、2炉でたくさん燃やして、止めるときは2炉と
も止めてぎりぎりまで溜めてから焼却する手法で工事をしていく計画です。

事務局 基幹改良の意味合いは、これまで約15年ほど使ってますので、設備を1度オーバーホールをして機能維持をするというものです。

委員 資源ごみの持ち去り禁止というのは、各自治会とかにアナウンスはされますか。

事務局 条例が可決されたら、施行までの間にポスターであったり広報であったりでアナウ
ンスをする予定にしています。

会長 それでは本日の議事は全て終了いたしました。
皆様活発なご意見、ご質問、それから事務局の方もいろいろご回答いただきありがとうございました。

事務局 会長、進行をありがとうございました。
それでは、これをもちまして令和7年度第2回川西市廃棄物減量等推進審議会を終
了いたします。次回は基本的には年1回の開催で、来年度の9月ごろを予定してお
ります。それ以外に市のほうで何か進捗していることやご報告するございましたら
個別にご案内を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

終了時刻：午後3時40分